

成年後見制度の充実を求める意見書（案）

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある人々を社会全体で支え合う重要な制度であり、少子高齢化の進行とともに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者は増加傾向にあるため、成年後見制度の利用の必要性がさらに高まっている。

このような中、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された。しかしながら、認知症高齢者だけでも 600 万人（2020 年時点）が存在する中、制度利用者は 24 万人（2021 年時）に過ぎず、利用数は低迷している。制度自体に利用を阻害する要因があり、後見制度が忌避されていると考えられる。利用を阻害している要因を取り除き、使い勝手を良くする制度改革と、制度をなお一層充実させる取組が必要である。

成年後見制度の利用については、手続が煩雑であることに加え、所得や資産に乏しい人には後見人に対する報酬支払いが困難であること、後見人等が選任されると判断能力が回復しない限り、制度の利用が継続し、本人のニーズの変化に対応できないことなどが、利用の妨げになっていると考えられる。

また、和歌山県の後見人は、全体の約 6 割が第三者後見人となっており、財産管理、契約等には相当の専門性が求められ、身寄りのない者も少なくないことなどから、近年、親族後見人よりも第三者後見人に対するニーズが高まっている。

よって、国においては、成年後見制度が適切に活用されるとともに、利用促進が図られるよう、下記事項の実施を強く要望する。

記

- 1 成年後見制度の利用を阻害する要因の考察と除去及び制度改革に、なお一層のスピード感をもって取り組むこと。
- 2 本人の具体的なニーズや成年後見制度以外の本人支援のための環境等を踏まえ、必要な範囲・期間に限定して成年後見人等に権限を付与する制度の早期実現に取り組むこと。
- 3 尊厳のある本人らしい生活を継続するために、本人の特性に応じた意思決定支援が行われるよう、後見人への支援を充実すること。
- 4 成年後見制度利用支援事業の利用が促進されるよう、財政的支援を充実させること。
- 5 第三者後見人となる人材の養成や確保を図る措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣